

(1) 本研究の目的と構成

本研究の目的は、動学的一般均衡理論の枠組みで、資本所得税の社会的厚生に及ぼす効果について考察することである。この分野の先行研究は、4つの枠組みに分けることができる。第1の分析の枠組みは、均衡間の比較による分析である。均衡間の比較による分析とは、税制改革前の定常均衡と税制改革後の定常均衡を比較することにより、税制改革の効果を評価する分析である。第2の分析の枠組みは、移行経路を含めた分析である。移行経路を含めた分析とは、税制改革前の定常均衡と税制改革後の移行経路を比較することにより、税制改革の効果を評価する分析である。

均衡間の比較による分析、移行経路を含めた分析が、税制改革後の税率を一定としているのに対して、他の2つの枠組みは、税制改革後の税率の変更を許容し、さらに、それらは、将来の課税政策を拘束できるかどうかで二つに分けられる。第3の分析の枠組みは、開ループである。開ループとは、将来の課税政策を拘束できる場合について分析する枠組みである。第4の分析の枠組みは、閉ループである。閉ループとは、将来の課税政策を拘束できない場合について分析する枠組みである。本研究では、それぞれの枠組みに沿って、資本所得税の社会的厚生に及ぼす効果について分析する。

本研究の構成は以下の通りである。2章「動学的最適所得税論」では、移行経路を含めた分析、3章「無税国家政策の数値解析」では、開ループの枠組みによる分析、4章「課税政策の動学ゲーム」では、閉ループの枠組みによる分析、そして、第5章「資産格差、資本所得税」では、移行経路を含めた分析をおこなう。

(2) 各章の要約

2章 動学的最適所得税論

Lucas(1990)は、税制改革前の定常均衡と税制改革後の定常均衡を比較する均衡間の比較による分析により、以下のような結論を導いている。第1に、資本所得税を廃止して、労働所得税のみによりファイナンスする税制改革が、代表的個人の経済的厚生を最大化する。第2に、上記の税制改革の代表的個人の経済的厚生に与える効果は非常に大きい。

2章「動学的最適所得税論」では、Lucas(1990)のモデルを移行経路を含めた上で分析するシミュレーションを提示する。2章の導いた結論は以下の通りである。第1に、均衡間

の比較による分析の場合には、資本所得税を廃止して、労働所得税のみによりファイナンスする税制改革が、代表的個人の経済的厚生を最大化するのに対して、移行経路を含めた分析の場合には、資本所得税を廃止する課税政策は、代表的個人の経済的厚生を最大化する訳ではない。第2に、均衡間の比較による分析と比較して、移行経路を含めた分析の場合の税制改革の代表的個人の経済的厚生に与える効果は非常に小さくなる。

3章 無税国家政策の数値解析

Chamley(1986)は、将来の課税政策を拘束できる場合(開ループ)には、代表的個人の経済的厚生を最大化する課税政策に関して、以下の2つの定理が成立することを証明した。定理1では、定常均衡において、資本所得税を廃止する課税政策が、代表的個人の経済的厚生を最大化することを証明した。定理2では、一定期間の増税期間(できる限り高い税率で)を置いた後、資本所得税を廃止する課税政策が、代表的個人の経済的厚生を最大化することを証明した。

ただし、Chamley(1986)は、一定期間の増税期間(できる限り高い税率で)を置いた後、資本所得税を廃止する課税政策である無税国家政策が、代表的個人の経済的厚生を最大化することを証明したが、以下の3つの課題を残した。第1に、無税国家政策変更後の消費、資本は、いかなる移行経路を通るのか。第2に、代表的個人の社会的厚生に及ぼす効果はどの程度なのだろうか。第3に、何故、無税国家政策への変更が、代表的個人の経済的厚生を最大化するのだろうか。

3章「無税国家政策の数値解析」では、一定期間の増税期間を置いた後、資本所得税を廃止する無税国家政策のシミュレーションによる分析をおこなっている。3章の導いた結論は以下の通りである。第1に、税率一定で定常均衡にある経済を一定期間の増税期間を置いた後、資本所得税を廃止する無税国家政策へと変更した場合、代表的個人の経済的厚生を改善するという結果を得た。又、増税期間の税率が高いほど、経済厚生は高くなる。この結論は、Chamley(1986)の定理を支持するものである。ただし、その効果は非常に小さい。

第2に、税率一定で定常均衡にある経済を無税国家政策に変更した場合、増税と減税の資本蓄積に与える効果は非対称的である。増税期間の資本蓄積へのマイナスの効果は非常に小さく、それに対して、無税期間の資本蓄積へのプラスの効果は非常に大きい。この非対称性は、投資の意思決定が、過去の収益に依存せず、現在の収益だけでなく、将来の収益に依存することに由来する。増税期間の増税による収益の減少が投資に与える効果は、

将来の減税による収益の増加に相殺され、大きな効果を持たない。それに対して、無税期間における資本所得税の廃止の効果は、過去の増税による収益の減少に依存しないので、そのままの効果が残るため非常に大きな効果を持つ。

最後に、一定期間の増税期間を置いた後、資本所得税を廃止する無税国家政策が、代表的個人の経済的厚生を最大化する理由について考察する。資本所得税は、異時点間の資源配分に歪みをもたらす。このことは、いかなる時点で、いかなる税率で課税しようとも同じである。ただし、その効果の大きさは、大きく異なる。資本所得税の増減税は、当期だけでなく、事前の資本蓄積に影響し、事後の資本蓄積には影響しない。例えば、無税国家政策を採用した場合、増税期間の増税は増税期間}のみに影響するのに対して、無税期間}における資本所得税の廃止の効果は無税期間だけではなく、増税期間の資本蓄積にも影響をあたえる。つまり、資本所得税がもたらす歪みを最小化するためには、資本所得税を出来るだけ前倒しすべきである。一定期間の増税期間(出来る限り高い税率で)を置いた後、資本所得税を廃止する無税国家政策は、資本所得税}の前倒しを極限まで進めたものである。故に、無税国家政策が、代表的個人の経済的厚生を最大化するのではないだろうか。

4章 課税政策の動学ゲーム

Kemp, Long and Shimomura(1993)は、資本家と労働者により構成される2人経済において、将来の課税政策を拘束できる場合(開ループ)には、定常均衡において、資本所得税を廃止する課税政策が、社会的厚生を最大化することを示すと同時に、将来の課税政策を拘束できない場合(閉ループ)には、その課税政策の動学的非整合性を指摘している。ただし、Kemp, Long and Shimomura(1993)は、具体的に、いかなる課税政策が動学的整合的課税政策であるのかについて示していない。4章「課税政策の動学ゲーム」では、Abreu, Pearce and Stacchetti(1993)の提案した再帰的手法(Recursive Method)を利用して、Kemp, Long and Shimomura(1993)のモデルにおける動学的整合的課税政策を具体的に計算する。

4章の導いた結論を整理すると、以下ようになる。第1に、将来の課税政策を拘束できる場合(開ループ)には、定常均衡において、資本所得税を廃止する課税政策が社会的厚生を最大化する。第2に、将来の課税政策を拘束できない場合(閉ループ)には、上記の課税政策は、動学的整合的課税政策ではない。例えば、資本蓄積が過少な場合には、資本所得税を減税して、資本蓄積を促進した後、資本所得税を増税する課税政策が動学的整合的課税政策となる。

5章 資産格差、資本所得税

Mirrlees(1971)に始まる最適所得税論は、主に、異なる能力を持つ個人により構成されている経済において、いかなる労働所得税率が社会的厚生を最大化するかについて研究してきた。しかし、所得のばらつきは能力だけに由来するわけではない。各個人の持つ資産の保有量の格差に大きく左右されるのは自明である。とすると、各個人の持つ資産の保有量に格差が存在する経済において、いかなる資本所得税率が社会的厚生を最大化するのかについても研究されるべきである。

5章「資産格差、資本所得税」では、初期時点において、全ての資産を保有する第1個人と資産を保有しない第2個人により構成される経済において、税制改革の所得分配に与える効果を分析する。5章の分析により導かれた結論を整理すると、以下ようになる。第1に、均衡間の比較による分析の場合には、常に、資本所得税を廃止する税制改革は、全ての個人の経済的厚生を改善する。常識的に考えれば、資本所得税}の廃止は、資本所得税を財源とする定額移転の廃止により、資産を保有しない個人の経済的厚生を悪化させるように思われる。しかし、資本所得税の廃止は資本蓄積を促進し、長期的には、資産を保有しない個人に、定額移転の廃止による損失を上回る賃金の上昇による利益をもたらすためである。

第2に、移行経路を含めた上で分析する場合には、資本所得税の廃止する税制改革は、資産を保有する個人の経済的厚生を改善し、資産を保有しない個人の経済厚生を悪化させるという結論を得た。資本所得税の廃止は、長期的には、資産を保有しない個人に、定額移転の廃止による損失を上回る賃金の上昇をもたらすが、短期的には、定額移転の廃止を補う賃金の上昇をもたらさず、資産を保有しない個人に、定額移転の廃止による損失だけが降りかかり、その損失が、長期的な賃金上昇の効果を上回るためである。

6章 最適所得税論

Mirrlees(1971)は、能力の異なる個人により構成される経済において、いかなる所得税体系が、社会的厚生を最大化するのかについて、シミュレーションを利用して分析している。分析の結果を整理すると、以下ようになる。第1に、最適所得税体系における税率は、現行税制ほど高くない。第2に、最適所得税体系は、所得の上昇に応じて、限界税率が低下していく逆進的課税体系である。第3に、最適所得税体系は、両極を除いて、限界税率の低下の傾きは緩やかであり、線形近似可能である。

現実の所得税体系は、Mirrlees(1971)の導いた最適所得税体系と大きく異なる。現実の所得税体系は、Mirrlees(1971)の導いた限界税率よりも高く、所得の上昇に応じて、限界

税率が上昇していく超過累進的な課税体系であり、かつ、その限界税率の上昇の傾きは急であり、線形近似可能ではない。最適所得税論の枠組みでは、現実の所得税体系を説明できないのではないのだろうか。6章「最適所得税論」では、以下の2つの分析を加えている。第1に、Mirrlees(1971)の仮定したパラメータを変更した上で、最適所得税体系を求める。第2に、定額移転を与件とした上で、社会的厚生を最大化する所得税体系を求める。

Mirrlees(1971)は、消費と余暇との代替の弾力性を1と仮定して、シミュレーションによる分析をおこなっているが、現実の消費と余暇の代替の弾力性は、それ程高くないとの批判がある。Mirrlees(1971)の仮定したパラメータを変更した上での分析結果を整理すると、以下ようになる。第1に、消費と余暇の代替の弾力性を現実的なもの(具体的には、消費と余暇の代替の弾力性を0.5)に変更すると、現実の所得税率を説明できるだけの高さを持つ。第2に、消費と余暇の代替の弾力性を現実的なものに変更すると、限界税率の低下の傾きは急であり、線形近似は不可能である。第3に、能力の分布を変更すると、最適所得税体系は超過累進課税体系となる。ただし、その傾きは緩やかで、線形近似可能であり、現実の超過累進課税体系を説明できるわけではない。つまり、パラメータを変更しても、最適所得税論の枠組みでは、現実の超過累進課税体系を説明できる訳ではない。

最適所得税論では、所得税体系と定額移転を同時に決定しているが、現実には、定額移転を与件とした上で、社会的厚生を最大化する所得税体系を求めているのではないのだろうか。定額移転を与件とした上で、社会的厚生を最大化する所得税体系を計算すると、以下のような結論が導かれる。定額移転が過少な場合には、所得の上昇に応じて、限界税率が上昇していく超過累進課税体系が、最適所得税体系となる。そして、その限界税率の上昇の傾きは急であり、現実の超過累進課税体系を説明できるものである。